

訪問介護重要事項説明書

(令和6年6月1日改正)

1. 相談窓口

電話：047-403-5731 (平日 午前9時～午後5時まで)

担当：井上美智子・鈴木美智子・植田順子・堀宏美

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	前原ハート訪問介護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 千葉県船橋市前原東4-21-6 (電話) 047-403-5731 (FAX) 047-403-5733
介護保険指定番号	千葉県 1270907841号
サービス種類	訪問介護サービス/介護予防訪問型サービス 介護予防生活支援サービス 認知症訪問支援サービス
サービスを提供する地域	船橋市、習志野市の一部(津田沼・大久保・藤崎・谷津) (上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください)

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士	1名		事業所の管理・運営全般	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	3名		サービスの管理と調整 訪問介護員の技術指導等	3名
事務職員		3名		事務に関する業務	3名
従業者	介護福祉士	3名	3名	訪問介護業務	6名
	実務者研修終了者	3名		訪問介護実務	3名
	初任者研修終了者		2名	訪問介護業務	2名

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～6:00
営業日	○	△	△	△

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 日曜祝日や通常時間帯以外のサービスの提供についてはご相談ください。

(4) 休業日：日曜・祝日・年末年始(12月30日～1月3日)

3. サービスの内容

(1) 身体介護

- ・排泄介助：トイレ等への誘導、下着の上げ下ろし、後始末、おむつ交換
- ・食事介助：食事摂取の直接的介助や見守り
- ・身体整容：清拭、部分浴、全身浴、洗面等の介助や見守り
- ・体位変換：安楽な姿勢保持、褥瘡予防による体位変換等
- ・移乗/移乗介助：車椅子やその他補装具への移乗、移動
- ・通院/外出介助：医療機関通院する為に同行(院内除く)、金融機関への同行
- ・服薬介助：服薬の確認、介助
- ・自立支援：共に行う掃除、調理、洗濯、買物等

(2) 生活援助

- ・掃除：利用者の日常的に使用する範囲の掃除
- ・洗濯：洗濯機及び手洗いによる洗濯・乾燥（物干し）、取入れと収納等
- ・ベッドメイク：シーツ交換、布団カバーの交換等
- ・衣類の整理/補修：夏冬物等の入れ替え等、ボタン付けや破れの補修等
- ・調理：一般的な調理・配膳及び後片付け
- ・買物：日用品等の買物・薬の受け取り等

(3) その他のサービス

- ・介護相談：介護に関する相談を受け付けています。

4. 身分証携帯

サービス従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

5. 利用料金

(1) 訪問介護サービス料金(対象者:要介護1～5)

区分	身体介護	生活援助	合成 単位数	処遇改善 加算 I	介護保険 適用料金
身体 01	20 分未満		179 単位	44 単位	2,416 円
身体 1	20 分以上 30 分未満		268 単位	66 単位	3,620 円
身体 2	30 分以上 1 時間未満		426 単位	104 単位	5,744 円
生活 2		20 分以上 45 分未満	197 単位	48 単位	2,655 円
生活 3		45 分以上	242 単位	59 単位	3,262 円
身体介護に引き続き生活援助が中心であるとき					
身 1 生 1	20 分以上 30 分未満	20 分以上 45 分未満	340 単位	83 単位	4,584 円
身 1 生 2	20 分以上 30 分未満	45 分以上 70 分未満	411 単位	101 単位	5,549 円
身 1 生 3	20 分以上 30 分未満	70 分以上	483 単位	118 単位	5,862 円

※合成単位数は、基本単位数に特定事業所加算Ⅱを加算した単位数になっています。
(割増率 10%)

※上表の時間は実際のサービス提供時間ではなく、利用者訪問介護計画に定められ

た目安の時間を基準とします。

※2人体制が必要と認められた場合は、2倍の料金となります。

(2) 介護予防訪問型サービスの料金(船橋市のサービス)

	対象者	利用回数	基本単位数	処遇改善加算 I	介護保険適用料金
①	要支援 1・2	週 1 回程度	1,176 単位/月	288 単位/月	15,868 円/月
②	事業対象者	週 2 回程度	2,349 単位/月	576 単位/月	31,706 円/月
③	要支援 2 事業対象者	②を超える	3,727 単位/月	913 単位/月	50,296 円/月

(3) 介護予防生活支援型サービスの料金(船橋市のサービス)

	対象者	利用回数		基本単位数	処遇改善加算 I	介護保険適用料金
①	要支援 1・2 事業対象者	週 1 回程度	1~4 回/月	268 単位/回	66 単位	3,620 円/回
②		週 2 回程度	5~8 回/月	272 単位/回	67 単位	3,674 円/回
③	要支援 2 事業対象者	②を超える	9~12 回/月	287 単位/回	70 単位	3,869 円/回

※処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善として更なる資質向上の取組、雇用管理、労働環境の改善を勧める事により加算されるものです。

※上記介護保険適用料金は、基本単位数に 4 級地（船橋、習志野地区）の 10.84 倍をした料金になっています。

※介護予防生活支援サービスは、船橋市認定ヘルパーが行うため、限定されたサービスの実施になります。

(4) その他加算料金

① サービス時間帯による割増 [訪問介護サービスに適用]

サービス提供時間帯	割増率
早朝（午前 6 時～午前 8 時）	25%
夜間（午後 6 時～午後 10 時）	25%
深夜（午後 10 時～午前 6 時）	50%

② 初回加算⇒200 単位 [全サービスに適用]

新規に訪問介護計画を作成し、サービス提供責任者・訪問介護員が初回の訪問介護を行った場合に加算されます。

③ 緊急時訪問介護加算⇒100 単位 [訪問介護サービスのみ適用]

利用者やその家族からの要請を受け、サービス提供責任者が介護支援専門員との連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた場合に、サービス提供責任者又は訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます。

④生活機能向上連携加算Ⅰ⇒100単位/月

[訪問介護サービスおよび介護予防訪問型サービスに適用]

訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者はリハビリテーション専門職より助言を受けた上で訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

⑤生活機能向上連携加算Ⅱ⇒200単位/月

[訪問介護サービスおよび介護予防訪問型サービスに適用]

訪問リハビリテーション実施時に、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し両者の共同による訪問介護計画を作成した場合に加算されます。

⑥口腔連携強化加算⇒50単位/月

[訪問介護サービスに適用]

口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関等に対し評価の結果を情報提供した場合に加算されます。

(5)利用者負担金

- ・訪問サービスの利用者負担額は、サービスに係る費用の1割か2割または3割になります。負担割合証をご確認ください。
- ・介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は介護保険適用料金の全額自己負担となります。

(6)キャンセル料

①利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。連絡先電話：047-403-5731

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、介護保険適用料金100%のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

※ただし、利用者の容態の急変など、緊急でやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

③キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

(7)その他

①料金のお支払方法

料金のお支払方法は、口座振替になります。領収書は翌月の請求書に同封いたします。

②利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担となります。

③通院等の介護に関わる交通費については、実費を請求させていただきます。

④利用者の請求に対しての記録のコピー費などは、実費でのご負担をお願いする場合があります。

⑤緊急時等の対応において介護保険では行えないサービスが発生した場合、有償ボランティアの料金を請求させて戴くことがあります。

6. 訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

〈基本理念〉

- ①すべての高齢者が人間らしく尊重され、人生の完成期である高齢期を輝いて生きたいという願いを実現するために、「寝たきりにならない、しない」「元気な高齢者がもっと元気に」をテーマに、利用者本意の訪問介護サービス業務を実施します。
- ②要介護または要支援状態にある利用者および基本チェックリストで事業対象者(要支援相当)と判定された利用者に対し、適正な訪問介護サービス事業および介護予防・日常生活支援総合事業を提供し、利用者がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう支援します。
- ③ボランティア団体等の連携により、介護保険外の生活支援、通院介助、見守り等の支援を行います。

(2) サービス向上のために

事項	有無	備考
ホームヘルパー変更の可否	有	ご相談ください
従業員への研修の実施	有	月1回事業所内研修の実施、外部講習会等への参加
ヘルパー会議	有	月1回サービスについて情報共有やサービス向上に向けた検討を行う

(3) サービス提供に関する事項

担当の訪問介護員が、急病または事故発生その他諸般の事情により訪問できない場合がありますので、原則2～3名のヘルパーによるローテーションサービスを提供させていただきます。

7. 虐待防止のための措置に関する事項

(1) 従業者への研修実施

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底

(3) 虐待の防止等のための責任者の設置

8. 業務継続に向けた取組

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行っています。

9. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施等を行っています。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合には、事前の打ち合わせに従い、親族・主治医・救急隊・居宅介護支援事業者等へ連絡します。

【緊急連絡先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	
備考	

【担当医】

医療機関名	
医師名	
住所	
電話番号	

11. サービス内容に関する苦情

① 当事業所苦情担当

管理者 井上 美智子 電話：047-403-5731

② 当事業者苦情担当

代表取締役 村山 哲哉 電話：047-403-5731

③ 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

船橋市 介護保険課 電話：047-436-2303

習志野市 介護保険課 電話：047-453-7345

12. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行ないます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行ないます。

1 3 . 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

千葉県社会福祉協議会が毎年 9 月に評価を実施しており、評価結果についてはインターネットにて開示しています。

1 4 . 当組織の概要

名称 : 株式会社 前原ハート
代表者役職・氏名 : 代表取締役 村山 哲哉
本部所在地 : 千葉県船橋市前原東 4 - 2 1 - 6
電話番号 : 0 4 7 - 4 0 3 - 5 7 3 1

令和 6 年 6 月 19 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	住所	千葉県船橋市前原東 4 - 2 1 - 6	
	事業者名	株式会社前原ハート	
	事業所名	前原ハート訪問介護ステーション	
	代表者名	村山 哲哉	印
説明者	管理者	井上 美智子	印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所
氏 名

(利用者代理人) 住 所
氏 名

訪問介護サービス契約における個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業所が、介護保険法に関する法令に従い、私の訪問介護計画書・介護予防計画書に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

2 使用にあたっての条件

- ① 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・認定調査票（85項目および特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・その他の情報

4 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間

以上

令和 年 月 日

事業者 千葉県船橋市前原東 4-21-6
株式会社 前原ハート
代表取締役社長 村山 哲哉 印
(介護保険事業者番号 1270907841号)

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者代理人 住所 _____

氏名 _____